

## 質 疑 応 答 書

件名

仙台市霞目ポンプ場ほか29施設電力需給

| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                                                                                                     | 1-1 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 回 答 (仙台市記入欄)                                                                                                         |     |
| 1       | 各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現在契約中の小売電気事業者は全施設とも日本エネルギー総合システム株式会社です。また、現在の計量日は全施設とも毎月初日です。                                                        |     |
| 2       | 各施設について、自動検針装置はついていますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 全施設とも自動検針装置は設置されております。                                                                                               |     |
| 3       | 自動検針装置の設置がない施設につきまして設置予定はございますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 該当しないため回答なし。                                                                                                         |     |
| 4       | 設置予定がある場合、事前協議等はすでに完了しておりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 該当しないため回答なし。                                                                                                         |     |
| 5       | 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 自家発補給電力の契約はありません。                                                                                                    |     |
| 6       | 今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 融雪用電力の契約はありません。                                                                                                      |     |
| 7       | 融雪設備等は設置されていますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 融雪設備は設置していません。                                                                                                       |     |
| 8       | 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 入札説明書「10 入札及び開札方法等(9)ウ」に記載のとおりです。                                                                                    |     |
| 9       | 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 入札金額積算内訳書に記載の力率割引・割増係数のとおりです。                                                                                        |     |
| 10      | 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 税込です。なお、入札金額の積算にあたっては入札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。                                            |     |
| 11      | 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか<br>A: 基本料金=契約電力×単価×力率 (小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)<br>B: 電力量料金=使用電力量×単価 (小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)<br>C: 燃料費等調整 (燃料費調整単価+市場価格調整単価) =使用電力量×単価 (小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)<br>D: 再エネ賦課金=使用電力量×単価 (小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持)<br>※C・Dについては入札時に含む場合のみ<br>E: 月額合計=各月A~D合算 (小数点以下切捨て) | 計算過程における端数処理方法の指定はありませんが、入札金額の積算にあたっては入札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。また、契約は上記内訳書に記載された単価に基づきます。 |     |
| 12      | 税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 入札金額は「税込総額」です。                                                                                                       |     |
| 13      | 入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか (同一単価での提出となります)。                                                                                                                                                                                                                                                             | 内訳書は各施設別に作成してください (同一単価の場合も同様)。                                                                                      |     |
| 14      | 弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                    | 可能ですが、請求書は以下を確認できることが必要です。<br>①請求者情報 (適格請求書発行事業者登録番号含む) ②請求先 ③請求の内容 (件名)<br>④請求金額 (適格請求書等保存方式対応表示) ⑤請求年月日 ⑥振込先口座情報   |     |
| 15      | お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)                                                                                                                                                                                                                                                                  | 問題ありません。                                                                                                             |     |

|    |                                                                                                                                                                       |                                                                   |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 16 | ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承くださいませでしょうか。<br>(ご了承くださいない場合は 【紙請求書による特別対応について】 の回答をお願いいたします。)                                                             | 問題ありません。                                                          |
| 17 | 【紙請求書による特別対応について】<br>請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。<br>①押印必須の場合<br>押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。<br>(長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご了承くださいませでしょうか。 | 問題ありません。                                                          |
| 18 | 弊社の電子請求書は、原則、 <b>確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。</b> ご了承くださいませでしょうか。                                                                                                       | 問題ありません。                                                          |
| 19 | 発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承くださいませでしょうか。                                                                                                            | 請求書、契約書ともに税込単価の記載で問題ありません。                                        |
| 20 | 請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。                                                                                                               | 電力需給契約書(案)第11条第3項のとおりです。                                          |
| 21 | 弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承くださいませでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)                                                                                            | 問題ありません。                                                          |
| 22 | 毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。<br>①施設別<br>②一括(すべてまとめた請求書)<br>①②以外(詳細をご教示ください)                                                                                              | いずれの方法でも問題ありませんが、各施設についてはそれぞれの電気料金及び区分別使用量等の料金算定に係る事項を明らかにしてください。 |
| 23 | 燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承くださいませでしょうか。                                                                            | 燃料費等調整額については、電力需給契約書(案)第9条のとおりです。                                 |
| 24 | 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。                                                                                       | 問題ありません。                                                          |
| 25 | 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。                                                           | 応札額の変更はできません。契約後の変更については、電力需給契約書(案)の条項に基づき協議します。                  |
| 26 | 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。                                                                | 当市保有のデータを提供します。                                                   |
| 27 | 【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】<br>落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。                                               | 当初ご要望のデータを提供できない場合は対応します。                                         |
| 28 | 契約書締結まで10日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。                                                                                                                | 入札説明書「16 契約書の作成」に記載のとおりです。                                        |
| 29 | 対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。                                                                                             | 予定はありません。                                                         |
| 30 | 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。                                                                                            | 問題ありません。                                                          |

|    |                                                                                  |                                                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 31 | 開札結果について公開方法・範囲を教えてください<br>でしょうか。<br>あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。   | 郵送による入札者が落札者となった場合には、落札者の方へ、開札日当日に電話連絡いたします。<br>落札公告は、落札者決定から72日以内に仙台市ホームページに掲載します。また、開札日翌日以降、電話・メールでのお問い合わせにも対応いたします。 |
| 32 | 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。                            | 落札後に提供します。                                                                                                             |
| 33 | 契約書案第20条<br>「この契約に定めのない事項～協議し、その処理に当たるものとする。」とありますが、覚書等での取交しは可能でしょうか。            | 協議可能です。                                                                                                                |
| 35 | ※入札説明書、仕様書等すでにご記載の内容に関する質問もごさいますが、確認のため今一度ご教示いただけますと幸いです。お手数おかけしますがよろしくお願いいたします。 |                                                                                                                        |

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名

仙台市霞目ポンプ場ほか29施設電力需給

| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                                                                                  | 1-2 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 回 答 (仙台市記入欄)                                                                                      |     |
| 1       | <p>地方自治体第234条の3に基づく長期継続契約について<br/>地方自治法第234条の3は、普通地方公共団体が翌年度以降も継続して契約を締結できる「長期継続契約」を定めた規定となりますが、ご認識を合わせたく①～③についてそれぞれご回答いただけますでしょうか。</p> <p>①来年度は入札を実施しないということになりますでしょうか。</p> <p>②入札を実施し「不調」などで「次回事業者が決まらなかった場合」、現事業者は契約を解除することはできますでしょうか。</p> <p>③②の解除に契約解除について契約締結から半年後など規則はございますでしょうか。</p> | <p>①契約期間が年度をまたぐこととなりますが、契約期間内において、同一案件の再度の入札は行いません。</p> <p>②③契約解除に関する規定は、電力需給契約書（案）に定めのとおりです。</p> |     |

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注 2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注 3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名 霞目ポンプ場ほか29施設電力需給

|         |                                                                                         |                                      |   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---|
|         |                                                                                         | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                     | 2 |
| 質 問 事 項 |                                                                                         | 回 答 (仙台市記入欄)                         |   |
| 1       | 電力需給契約書（案）第10条 について<br>契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更することは可能でしょうか。 | 電力需給契約書（案）第10条に基づき協議いたします。           |   |
| 2       | 電力需給契約書（案）第11条4項について<br>弊社では、延滞利息率を年10%としておりますが、協議（変更）することは可能でしょうか。                     | 遅延（延滞）利息率は電力需給契約書（案）第11条第4項のとおりとします。 |   |

- 注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。
- 注 2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
- 注 3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名

仙台市霞目ポンプ場ほか29施設電力需給契約

|         |                                                                                                                                                                                                            | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                                                                                                   | 3 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                                                                            | 回 答 (仙台市記入欄)                                                                                                       |   |
| 1       | 入札書記載の日付をご指示願えますか。                                                                                                                                                                                         | 入札説明書「10 入札及び開札方法等(9)ウ」に記載のとおりです。                                                                                  |   |
| 2       | 入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますか。                                                                                                                                      | ホチキス留め、袋とじ、割印等は必要ありません。                                                                                            |   |
| 3       | ご提示いただいた内訳書設定が一部時間帯別のメニュープランとなっております。<br>弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯メニューは必須でしょうか。<br>弊社にて修正してもよろしいでしょうか。                                                                                                       | 必須ではありません。ただし、「入札金額積算内訳書」の様式には定めているとおり記入してください。                                                                    |   |
| 4       | 契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。                                                                                                                                                      | 不可です。電力需給契約書(案)第6条のとおり、各月の請求は燃料費等調整を行うことが必須です。                                                                     |   |
| 5       | 契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元(基準燃料価格、基準市場価格、算定式等)を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。                                                                                                                  | 燃料費等調整額は、電力需給契約書(案)第9条において「当該区域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費等調整額を超えない範囲で行うもの」と定めており、その範囲内であれば適用可能です。                           |   |
| 6       | 旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。                                                                                                               | 燃料費等調整額は電力需給契約書(案)第9条のとおりとしますが、対応が困難である場合は協議します。                                                                   |   |
| 7       | 弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承くださいか。                                                                                                                                                | 問題ありません。                                                                                                           |   |
| 8       | 契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれておりますが、契約期間中に一般送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、当該改定に伴う費用変動については、本契約における電気料金の見直し(単価変更)に係る協議対象となる認識でよろしいでしょうか。                                                         | 電力需給契約書(案)の条項に基づき協議します。                                                                                            |   |
| 9       | 自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。                                                                                                                                                                               | 自家発補給電力の契約はありません。                                                                                                  |   |
| 10      | 計量日は全施設、毎月1日でしょうか。                                                                                                                                                                                         | 毎月初日です。                                                                                                            |   |
| 11      | 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。                                                                                                                | 予定はありません。                                                                                                          |   |
| 12      | 全施設スマートメータは設置されていらっしゃいますでしょうか。                                                                                                                                                                             | 設置されています。                                                                                                          |   |
| 13      | SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えてくださいか。                                                                                                                                                                           | 日本エネルギー総合システム株式会社です。                                                                                               |   |
| 14      | 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。<br>お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承くださいか。<br>また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。 | 問題ありませんが、請求書は以下を確認できることが必要です。<br>①請求者情報(適格請求書発行事業者登録番号含む)<br>②請求先 ③請求の内容(件名) ④請求金額(適格請求書等保存方式対応表示) ⑤請求年月日 ⑥振込先口座情報 |   |
| 15      | お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。                                                                                                                                                                       | 振込となります。                                                                                                           |   |

|    |                                                                                                                                                                                                                                            |                                                |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 16 | 支払に関する記載がございましたが、請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                            | 電力需給契約書（案）第11条第3項のとおりです。                       |
| 17 | 銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承ください。                                                                                                                                                               | 問題ありません。                                       |
| 18 | 契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                | 対応可能です。                                        |
| 19 | 第2条（権利義務譲渡・・）<br>下記文言の追記をお願いできますでしょうか。<br>受注者は、この契約によって生じる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。<br>但し、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。<br>この後に➡ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。             | 追記は認めません。電力需給契約書（案）第2条のとおりです。                  |
| 20 | 契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。<br>またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。<br>契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが<br>契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。                                                                                                    | 入札説明書「16 契約書の作成」に記載のとおりです。                     |
| 21 | 第5条（使用電力量の計量）第11条（料金の支払）<br>記載では「計量結果の通知後、請求」となっておりますが、<br>実際の業務では1日（計量日）の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。<br>弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承くださいませでしょうか。                                                      | 問題ありません。                                       |
| 22 | 第8条（力率）<br>下記文言の追記をお願いできますか➡<br>力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。                             | 追記は認めません。電力需給契約書（案）第8条のとおりです。                  |
| 23 | 第〇条（違約金・・）<br>発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。<br>『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価表に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、単価表に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』 | 追記は認めません。当該事由が発生した場合は、電力需給契約書（案）第20条に基づき協議します。 |
| 24 | 第20条（契約外の事項）<br>定めのない事項に付き協議を行う際に<br>『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。                                                                                                                                                                          | 追記は認めません。約款については入札説明書「18 契約条項」に記載のとおりです。       |

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名

仙台市霞目ポンプ場ほか29施設電力需給

|         |                                                                                                                                                               | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                                                                              | 4 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                               | 回 答 (仙台市記入欄)                                                                                  |   |
| 1       | 供給地点における供給管区を確認するため、以下ご回答ください。<br>①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者）<br>②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁                                                                  | ①東北電力株式会社です。<br>②02です。                                                                        |   |
| 2       | 自家発補給電力の契約はありますか。                                                                                                                                             | 自家発補給電力の契約はありません。                                                                             |   |
| 3       | 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますか。<br>仮に、契約期間中に協議制となった場合、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。                                                                    | 契約電力が協議制となる予定の施設はありません。<br>当該事由が発生した場合は、契約単価の変更について協議します。                                     |   |
| 4       | 現在の計量日をご教示ください。                                                                                                                                               | 毎月初日です。                                                                                       |   |
| 5       | 送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますか。                                                                                                 | 問題ありません。                                                                                      |   |
| 6       | 自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。                                                                      | 間違いありません。                                                                                     |   |
| 7       | 仕様書「計量器の設置、入替及びその他の付帯装置の設置等に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担」とご記載ありますが、料金の算定上必要な計量機器類及びその付属装置等については当該区域の一般送配電事業者の所有物であり、弊社では負担できかねます。一般送配電事業者の負担において実施するという認識でよいですか。 | 問題ありません。                                                                                      |   |
| 8       | 仕様書「計量器の稼働に伴う電気料金についても受注者の負担」とありますが、計量器分の使用量の通知が小売電気事業者側になされることは無く、計量器分の電気料金を割引してご請求するなどの対応はできかねます。ご了承いただけますか。                                                | 問題ありません。                                                                                      |   |
| 9       | 入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めをするなど、入札説明書に明記されている内容以外でご指定はありますか。<br>郵送提出の場合、内訳書が複数枚にわたるため普通郵便では入りきらない可能性が高く、レターパックで発送させていただきたいのですが、構いませんか。                          | 入札書と内訳書について、割印、ホッチキス留め等は必要ありません。<br>郵送提出については、入札説明書「10 入札及び開札方法等(11)」に記載のとおり、配達証明付き書留郵便に限りです。 |   |
| 10      | 入札内訳書様式の「割引額」には力率割引額以外に弊社独自の割引がある場合に単価を記載するという理解でよろしいですか。                                                                                                     | 差し支えありません。                                                                                    |   |
| 11      | 弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額（電源調達調整単価）での応札、契約締結は可能ですか。                                                                                                                 | 燃料費等調整額については、電力需給契約書（案）第9条のとおりです。                                                             |   |
| 12      | 燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。                                                                                                                     | 不可とします。                                                                                       |   |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | <p>燃料費等調整額について「当該区域のみなし小売り電気事業者の燃料費調整単価を上限」とありますが、</p> <p>①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承くださいか。</p> <p>②ご了承くださいない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。</p> | <p>①燃料費等調整額は、電力需給契約書（案）第9条において「当該区域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費等調整額を超えない範囲で行うもの」と定めており、その範囲内であれば適用可能です。</p> <p>②契約変更の必要が生じた場合は、同条項に基づき協議します。</p>                                                                                  |
| 14 | <p>落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください（開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です）。</p>                                                                                                                                                        | <p>郵送による入札者が落札者となった場合には、落札者の方へ、開札日当日に電話連絡いたします。</p> <p>また、開札日翌日以降、電話・メールでのお問い合わせにも対応いたします。</p>                                                                                                                         |
| 15 | <p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承くださいか。</p>                                                                                                                                   | <p>問題ありません。</p> <p>支払期日は、電力需給契約書（案）第11条第3項のとおりです。</p>                                                                                                                                                                  |
| 16 | <p>①紙の請求書の発行は必要ですか。毎月7営業日頃に発送いたしますがご了承くださいか。</p> <p>②紙の請求書の発行には、330円のご負担をいただきますがよろしいですか。</p> <p>（WEBマイページよりご請求書をご覧いただくことも可能です）</p>                                                                                                                | <p>請求書の形態に指定はありません。ただし、WEBページから閲覧する形態の場合は、以下の内容を記載した請求書の電子データを当市がダウンロード、印刷等が行えるものとします。</p> <p>①請求者情報（適格請求書発行事業者登録番号含む） ②請求先 ③請求の内容（件名） ④請求金額（適格請求書等保存方式対応表示） ⑤請求年月日 ⑥振込先口座情報</p> <p>また、指定のない条件による追加費用の当市負担は不可とします。</p> |
| 17 | <p>電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいですか。</p> <p>※1地点のご請求書を分割する必要がある場合はご教示ください。</p>                                                                                                                      | <p>問題ありません。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 18 | <p>電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいですか（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか）。複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですか。</p>                                                                                                                     | <p>ご認識のとおりです。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| 19 | <p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよいですか。</p>                                                                                                           | <p>電気料金の計算については、電力需給契約書（案）第6条のとおりです。</p> <p>契約書記載の契約単価は税込となります。</p>                                                                                                                                                    |
| 20 | <p>合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求書内訳をまとめた一覧表の作成はできかねますが、ご了承くださいか。</p>                                                                                                                                                                                     | <p>問題ありません。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 21 | <p>計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び、請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p>                                                                                           | <p>問題ありません。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 22 | <p>ご請求時の基本料金の算定方法について、弊社では（基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。</p> <p>例）力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。</p> <p>上記算定方法にてご了承くださいか。また、ご契約書案内内容は合わせて修正いただけますか。</p>                                      | <p>了承します。契約書の該当箇所記載については、落札決定後に協議します。</p> <p>なお、入札金額の積算にあたっては、入札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。また、契約は上記内訳書に記載された単価に基づきます。</p>                                                                       |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                               |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 23 | 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんか。                                                                                                                                                                                                                            | 問題ありません。                      |
| 24 | 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますか。                                                                                                                                                               | 電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。       |
| 25 | 落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退いたします。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますか。                                                                                                                                                                                                 | 2回目入札辞退の場合において、辞退届の提出は不要です。   |
| 26 | 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能ですか。覚書は別途添付の通りです。                                                                                                                                                                                         | 協議可能です。<br>覚書について別紙のとおり回答します。 |
| 27 | 契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができれば可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。                                                                                                                                                                   | 入札説明書「16 契約書の作成」に記載のとおりです。    |
| 28 | 市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。<br>・市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。<br>・ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。<br>・従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。<br>・年度をまたぐ期間のご契約の場合、年度によって異なる単価設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。 | 市場連動プランでの応札は不可とします。           |

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 契約書に関する覚書（案）

〇〇（以下、「発注者」という。）と、〇〇（以下、「受注者」という。）とは、〇〇の需給に関し次のとおり覚書を締結する。

### （契約電力）

第1条 契約電力が500キロワット未満（実量制）から500キロワット以上（協議制）の需要となる場合、発注者と受注者が協議し、契約単価の変更を行うことができる。

（仙台市回答）電力需給契約書（案）第4条及び第10条により協議可能であるため、認めません。

### （予定電力量の増減）

第2条 契約期間中に工事等により予定電力量が大幅に増減する場合、受注者へ速やかに報告し、基本料金単価及び従量料金単価について、発注者と受注者が協議し変更を行うことができる。

（仙台市回答）電力需給契約書（案）第4条及び第10条により協議可能であるため、認めません。

### （適正契約の保持）

第3条 受注者は、発注者が契約電力をこえて電気を使用される等、発注者との需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、すみやかに契約を適正なものに変更を行うことができる。

（仙台市回答）電力需給契約書（案）第4条により協議可能であるため、認めません。

### （契約超過金）

第4条 協議制の発注者が契約電力をこえて電気を使用された場合、受注者の責めとなる理由による場合を除き、受注者は、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその1

月の力率により 割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受ける。なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

(仙台市回答) 認めません。電力需給契約書(案)第4条のとおりとします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払うものとする。

(仙台市回答) 認めません。発注者・受注者の協議の中で超過金の支払い期限についても協議を行います。

(3) 契約電力の超過に伴い、受注者と送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合、受注者と発注者との契約に定める料金の変更を行うことができる。

(仙台市回答) 電力需給契約書(案)第4条及び第10条により協議可能であるため、認めません。

(通知及び検査)

第5条 受注者は計量日に計量器によって記録された値を一般送配電事業者から受領し、WEB上のマイページへ掲載し、その後請求書を郵送する。その他で検針結果の別途通知は行わないものとする。発注者は受注者からの検針結果の通知をもって、検査を行うものとする。

(仙台市回答) 認めます。ただし、請求書内にも料金算定根拠として該当する使用量を記載してください。また、覚書の締結ではなく、本質疑回答をもって定めるものとしします。

(燃料費等調整額)

第6条 本契約における燃料費等調整額の適用区分は、受注者の電気需給約款(2026年4月1日施行)別表3(1)燃料費等調整額○とする。

(仙台市回答) 認めません。燃料費等調整額は、電力需給契約書(案)第9条において、「当該区域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費等調整額を超えない範囲で行うもの」と定めているため、その範囲内で算出するものとしします。

令和〇年〇〇月〇〇日

発注者

受注者

## 質 疑 応 答 書

件名

仙台市霞目ポンプ場ほか29施設電力需給

|         |                                                                                                                                                                                      | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                                               | 5 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---|
| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                                                      | 回 答 (仙台市記入欄)                                                   |   |
| 1       | 弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。<br>ご了承いただけますでしょうか。<br>また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。                            | 変更は認めません。電力需給契約書（案）第11条第3項のとおりとします。                            |   |
| 2       | 遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。<br>また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。                                | 変更は認めません。電力需給契約書（案）第11条第4項のとおりとします。                            |   |
| 3       | 消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。                                                                                                                 | 電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。                                        |   |
| 4       | 仕様書および契約書（案）に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。<br>また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。<br>仕様書につきましても、契約書（案）に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。                   | 変更は認めません。仕様書および電力需給契約書（案）に定めのない事項については、入札説明書「18契約条項」に記載のとおりです。 |   |
| 5       | 弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。<br>どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。                                                                                                      | 納付書（請求書）払いとなります。<br>仙台市の指定金融機関は七十七銀行です。                        |   |
| 6       | 今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。<br>もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。                                                                   | 落札者決定から72日以内に仙台市ホームページに落札公告を掲載します。<br>なお、公表する金額は落札金額（総額）です。    |   |
| 7       | 検針結果はweb上でご確認いただくことは可能でしょうか。                                                                                                                                                         | 検針結果の確認自体はweb上で問題ありません。ただし、請求書内にも料金算定根拠として該当する使用量を記載してください。    |   |
| 8       | 計量日につきまして、月末とは「1日0時」と解釈しても差し支えないでしょうか。                                                                                                                                               | 差し支えありません。                                                     |   |
| 9       | 仕様書3（2）につきまして、計量器等の取付けにおける設備の設置また改修に要する費用に関しましては、原則として一般送配電事業者にご負担いただくこととなっておりますので、弊社負担とはなりません。あらかじめご了承ください。                                                                         | 問題ありません。                                                       |   |
| 10      | 仕様書3（3）につきまして、「受注者の所有する発電設備等に故障や障害が生じた場合においても、全需要施設に対する電力供給に支障のないように余裕を持った電力の供給体制を確保すること。」と記載がございましたが、小売電気事業者として誠意をもって電気の安定供給に努めますが、事故発生等緊急の場合は一般送配電事業者が担うことになっております。ご了承いただけますでしょうか。 | 問題ありません。                                                       |   |
| 11      | 入札説明書10（14）に「入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。」と記載がございましたが、手書きは必須となりますでしょうか。                                                                                                               | 印字によるものでも可とします。                                                |   |

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名

仙台市霞目ポンプ場ほか29施設電力需給

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                                                                     | 6 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 回 答 (仙台市記入欄)                                                                         |   |
| 1       | <p>燃料費等調整に関しまして、お尋ねいたします。<br/>弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。<br/>弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。</p> <p>※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。<br/>また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。<br/>燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定(固定化)し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。</p> | <p>電力需給契約書（案）第6条のとおり、各月の請求は燃料費等調整を行うことが必須です。<br/>応札いただいた場合は、本契約内容に対応可能であると判断します。</p> |   |

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名

仙台市霞目ポンプ場ほか29施設電力需給

|         |                                                                                 | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                                                                                                      | 7 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 質 問 事 項 |                                                                                 | 回 答 (仙台市記入欄)                                                                                                          |   |
| 1       | 合計請求書の作成対応が必要になりますでしょうか。                                                        | 仕様書記載の全施設の合計請求書は必須ではありません。                                                                                            |   |
| 2       | 分割請求の作成対応は必要になりますでしょうか。                                                         | 1施設に対する分割請求の必要はありません。                                                                                                 |   |
| 3       | 請求額が分割で振り込まれることがありますでしょうか。                                                      | ありません。                                                                                                                |   |
| 4       | 請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。                                     | 問題ありません。                                                                                                              |   |
| 5       | 請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形でも問題ありませんでしょうか。          | 問題ありません。                                                                                                              |   |
| 6       | 請求書は紙請求書の発行はしておらず、メール送付又はシステムからダウンロードとなります。ご了承いただけますでしょうか。                      | 問題ありません。ただし、請求書は以下を確認できる必要があります。<br>①請求者情報（適格請求書発行事業者登録番号含む）<br>②請求先 ③請求の内容（件名） ④請求金額（適格請求書等保存方式対応表示） ⑤請求年月日 ⑥振込先口座情報 |   |
| 7       | 電気料金に対し政府の支援政策が実施される場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。 | 請求時の値引きについて了承します。<br>なお、入札金額は、当該値引き額を含めずに積算してください。                                                                    |   |
| 8       | 請求書へは電子印がされているため、請求担当者の記載等の個別対応しておりませんがご了承いただけますでしょうか。                          | 問題ありません。                                                                                                              |   |
| 9       | 対象施設について、自動検針装置設置済みかご教示ください。                                                    | 設置済みです。                                                                                                               |   |
| 10      | 対象施設の現在の電力供給会社をご教示ください。                                                         | 日本エネルギー総合システム株式会社です。                                                                                                  |   |
| 11      | 予備電力（予備線及び予備電源）の契約の有無、契約がある場合はその内容をご教示ください。                                     | 予備電力契約はありません。                                                                                                         |   |
| 12      | 自家発補給電力の契約の有無、契約がある場合はその内容（契約電力(kw)、仕様想定量(kWh)、使用予定期間）をご教示ください。                 | 自家発補給電力の契約はありません。                                                                                                     |   |
| 13      | 自己託送契約の有無、自己託送がある場合はその内容（契約電力(kw)、仕様想定量(kWh)、送電先施設、自己託送事業者）をご教示ください。            | 自己託送契約はありません。                                                                                                         |   |
| 14      | 旧一般電気事業者の燃料費等調整単価の算定方法または燃料費調整等制度が変更された場合は、単価変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。           | 電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。                                                                                               |   |
| 15      | 契約期間中に一般送配電事業者の託送料金単価等に料金改定があった際、契約料金単価の変更は可能でしょうか。                             | 電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。                                                                                               |   |

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名

仙台市霞目ポンプ場ほか29施設電力需給

|         |                                                                                                                                                                                                              | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                                                                                                                                                | 8 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                                                                              | 回 答 (仙台市記入欄)                                                                                                                                                    |   |
| 1       | 【燃料費等調整額について】<br>燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能でしょうか。                                                                                                                                                 | 不可です。電力需給契約書（案）第6条のとおり、各月の請求は燃料費等調整を行うことが必須です。                                                                                                                  |   |
| 2       | 【請求関係について】<br>①電気料金のお支払い方法は振込みのみの対応となっております。<br>振込手数料について、当社では請求処理の都合上、お客様負担として対応させていただいておりますが、ご了承いただけますでしょうか。                                                                                               | 問題ありません。                                                                                                                                                        |   |
| 3       | ②郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。                                                                                                    | 問題ありません。ただし、WEBページで確認する形態の場合は、以下の内容を記載した請求書の電子データを当市がダウンロード、印刷等が行えるものとします。<br>①請求者情報（適格請求書発行事業者登録番号含む）<br>②請求先 ③請求の内容（件名） ④請求金額（適格請求書等保存方式対応表示） ⑤請求年月日 ⑥振込先口座情報 |   |
| 4       | ③弊社は1施設1枚の請求書作成となり、分割請求は対応不可となっております。<br>なお、分割支払いに関しましては、事前に内訳をお知らせしていただくことで対応可能となります。ご了承いただけますか。[例：庁舎 ○○○円 業者A ○○○円 業者B ○○○円]                                                                               | 1施設に対する分割請求の要望はありません。                                                                                                                                           |   |
| 5       | 【契約電力について】<br>①予備電力の契約はございますでしょうか。契約がある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。                                                                                                                                            | 予備電力の契約はありません。                                                                                                                                                  |   |
| 6       | ②自家発補給電力の契約はございますでしょうか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。                                                                                                                                                         | 自家発補給電力の契約はありません。                                                                                                                                               |   |
| 7       | 【契約書第20条について】<br>仮に弊社が落札した場合、契約に定めのない事項につきましては、弊社の電気需給約款を適用させていただきたく存じます。つきましては、以下のとおり条文を修正いただくことは可能でしょうか。<br><br>この契約に定めのない事項については、受注者の電気需給約款によるものとし、この契約書の各条項に疑義を生じたときには、発注者及び受注者は誠意をもって協議し、その処理に当たるものとする。 | 修正は認めません。約款については入札説明書「18 契約条項」に記載のとおりです。                                                                                                                        |   |

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

## 質 疑 応 答 書

件名

仙台市霞目ポンプ場ほか29施設電力需給

|         |                                                                                                                                                          | 整理番号<br>(仙台市記入欄)                                                                                                                                                | 9 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 質 問 事 項 |                                                                                                                                                          | 回 答 (仙台市記入欄)                                                                                                                                                    |   |
| 1       | ペーパーレスの観点から請求書は、WEBマイページ上で確認頂く形となりますがよろしいでしょうか。                                                                                                          | 問題ありません。ただし、WEBページで確認する形態の場合は、以下の内容を記載した請求書の電子データを当市がダウンロード、印刷等が行えるものとします。<br>①請求者情報（適格請求書発行事業者登録番号含む）<br>②請求先 ③請求の内容（件名） ④請求金額（適格請求書等保存方式対応表示） ⑤請求年月日 ⑥振込先口座情報 |   |
| 2       | 上記に付随して、請求書は電子印の角印となりますが、よろしいでしょうか。                                                                                                                      | 問題ありません。                                                                                                                                                        |   |
| 3       | 1 拠点につき分割でお振込みはございますでしょうか。<br>1 拠点 1 枚の請求書となりますため分割で請求書の発行ができません。ご了承いただけますでしょうか。<br>1 拠点 1 枚となります。<br>1拠点につき複数名義でお振込み頂くことは可能ですが、分割で振込がある場合は事前に詳細をご連携ください | 1 拠点に対して分割での振込はありません。                                                                                                                                           |   |
| 4       | 各拠点の検針日をお伺いできますでしょうか。                                                                                                                                    | 毎月初日です。                                                                                                                                                         |   |
| 5       | 検針日が 1 日以外の場合は下記の通りの請求となります。よろしいでしょうか。<br>例 検針日が毎月6日の場合<br>4月6日～5月5日 5月分<br>5月6日～6月5日 6月分                                                                | 問題ありません。                                                                                                                                                        |   |
| 6       | 上記に付随して年度末の請求書ですが検針日が2月6日～3月5日が3月分、3月6日～4月5日が4月分となります。また 4 月分の請求書の連携日は 5 月第 6 営業日前後となります。よろしいでしょうか。                                                      | 問題ありません。                                                                                                                                                        |   |
| 7       | また、請求書は毎月第 6 営業日にマイページにアップロード致します。よろしいでしょうか。                                                                                                             | 問題ありません。                                                                                                                                                        |   |
| 8       | 旧一般電気事業者が、燃料費等調整費・市場価格調整の算定方式を変更した場合は弊社も変更させていただく場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。                                                                                | 電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。                                                                                                                                         |   |
| 9       | 経済状況の変化、燃料費の上昇により価格の見直しを協議させていただく場合がございます。よろしいでしょうか。                                                                                                     | 電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。                                                                                                                                         |   |
| 10      | 2026年4月より東北電力株式会社様の燃料等調整費の算出方法が変更となりました。弊社は検針日に関わらず東北電力株式会社様の「毎月初日以外のお客様」を用います。よろしいでしょうか。                                                                | 了承します。                                                                                                                                                          |   |

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注 2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注 3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。